

## 花巻市道路占用料(新旧対照表)

(単位:円)

占有物件		単 位	旧占用料	新占用料	
法第32条 第1項第1 号に掲げ る工作物	第一種電柱	1本につき1年	360	<b>470</b>	
	第二種電柱		560	<b>720</b>	
	第三種電柱		750	<b>970</b>	
	第一種電話柱		320	<b>420</b>	
	第二種電話柱		520	<b>670</b>	
	第三種電話柱		710	<b>920</b>	
	その他の柱類		32	<b>42</b>	
	共架電線その他上空に設ける線 類	長さ1mにつき 1年	3	<b>4</b>	
	地下に設ける電線その他の線類		2	<b>3</b>	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	320	<b>410</b>	
	地下に設ける変圧器	占有面積1㎡ につき1年	190	<b>250</b>	
	変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	1個につき1年	650	<b>840</b>	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		270	<b>350</b>	
	広告塔	表示面積1㎡ につき1年	730	<b>760</b>	
その他のもの	占有面積1㎡ につき1年	650	<b>840</b>		
法第32条 第1項第2 号に掲げ る物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき 1年	14	<b>18</b>	
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		19	<b>25</b>	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		29	<b>38</b>	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		39	<b>50</b>	
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		58	<b>75</b>	
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		78	<b>100</b>	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		140	<b>180</b>	
	外径が0.7m以上1m未満のもの		190	<b>250</b>	
	外径が1m以上のもの		390	<b>500</b>	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			650	<b>840</b>	
法第32条 第1項第5 号に掲げ る施設	地下街及 び地下室	階数が1のもの	近傍類似の時価 × 0.005	近傍類似の時価 × 0.005	
		階数が2のもの	近傍類似の時価 × 0.008	近傍類似の時価 × 0.008	
		階数が3以上のもの	近傍類似の時価 × 0.010	近傍類似の時価 × 0.010	
	上空に設ける通路			370	<b>380</b>
	地下に設ける通路			220	<b>230</b>
	その他のもの			650	<b>840</b>

法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1㎡につき1日	7	8
	その他のもの		占有面積1㎡につき1月	73	76
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一次的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	73	76
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	730	760
	標識		1本につき1年	520	670
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	7	8
		その他のもの	1本につき1月	73	76
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	7	8
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	73	76
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	730	760
		その他のもの		370	380
	政令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1㎡につき1年	650
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1㎡につき1月	73	76
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				65	84
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占有面積1㎡につき1年	近傍類似の時価×0.024	Aに0.023を乗じて得た額
	上空に設けるもの			近傍類似の時価×0.024	Aに0.023を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		近傍類似の時価×0.005	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		近傍類似の時価×0.008	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		近傍類似の時価×0.010	Aに0.010を乗じて得た額
その他のもの		近傍類似の時価×0.034		Aに0.033を乗じて得た額	
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物			近傍類似の時価×0.024	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの			近傍類似の時価×0.017	Aに0.016を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			近傍類似の時価×0.024	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの			近傍類似の時価×0.017	Aに0.016を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		近傍類似の時価×0.024	Aに0.023を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		近傍類似の時価×0.024	近傍類似の時価×0.023	
	その他のもの		近傍類似の時価×0.034	近傍類似の時価×0.033	
政令第7条第12号に掲げる器具			近傍類似の時価×0.034	近傍類似の時価×0.033	